

四国大学同窓会会則

昭和38年3月1日制定

第1章 名称

第1条 本会は、四国大学同窓会と称し、本部を四国大学内（徳島市応神町古川）に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員と母校の連絡を密にし、母校の発展に寄与すると共に我が国文化教育の伸展と人格の向上を企図することを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会は、次の者をもって組織する。

- (1) 会員 四国大学大学院及び四国大学専攻科並びに四国大学及び四国大学短期大学部の卒業生及び在學生
- (2) 特別会員 四国大学大学院、四国大学及び四国大学短期大学部の教職員並びに同旧教職員及び本会に功勞のあつた者

2 会員は、現住所、氏名等に変更のあつた場合は、その都度本会に届出なければならない。

第4条 会員は、入会時に入会金2,000円、卒業時に終身会費10,000円を納入する。

2 既納の入会金及び終身会費は原則として返還しない。

第4章 事業

第5条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 母校との連絡及び母校進展に関する事業
- (2) 在學生の教育支援に関する事業
- (3) 会報及び会員名簿の発行
- (4) 講演会及び講習会
- (5) 教育に関する研究調査
- (6) 教化に関する事業
- (7) 会員の修養と親睦互助に関する事業
- (8) その他必要と認める事業

第5章 役員

第6条 本会に、次の役員を置く。

| | |
|-----|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 会計 | 2名 |
| 評議員 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |
| 幹事 | 若干名 |

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、評議員会において卒業生の会員から選出する。
- (2) 副会長は、会長の推薦により評議員会において決定する。
- (3) 評議員は、各支部会員において決定せられた者があたる。ただし、本人がその支部を転じたときは、その職を失うものとする。
- (4) 監事は、評議員会において卒業生の会員から選出する。
- (5) 幹事は、卒業生の会員で大学の教職員をもって充てる。

第8条 会長は、本会を代表して会務を総理し、評議員会を主宰する。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。

第10条 評議員は、予算の議決、決算の承認及び本会の事業の計画につき審議する。

第11条 幹事は、会の運営にあたる。

第12条 本会の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第13条 本会役員に欠員を生じたときは、補欠選出をする。ただし、その任期は、残任期間とする。

第14条 本会役員は、任期満了後も次期役員の決定までは、その責に任ずるものとする。

第6章 顧問

第15条 本会に特別顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は学園長、理事長、学長とする。
- 3 顧問は本会の会員で、評議員会の承認を経た者とする。
- 4 特別顧問及び顧問は会長の要請により会議に出席をし、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできないものとする。

第7章 会議及び総会

第16条 本会の会議は総会及び評議員会とし、総会は、年1回以上開催するものとする。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第17条 総会における業務は、次のとおりとする。

- (1) 会務報告
- (2) 会計報告
- (3) 議事
- (4) 講演
- (5) その他

- 2 役員会は、やむを得ない事情のあるとき会長が招集し、その3分の2以上の同意を得て総会にかえることができる。

第18条 評議員会は、毎年1回以上開くものとする。ただし、やむを得ない事情のあるときは、会長が文書により同意を得て議決にかえることが出来る。

第19条 評議員会における所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算の決算の承認
- (2) 役員の選出
- (3) 財産の処分と管理
- (4) その他必要と認める事項の議決

第8章 会計

第20条 本会の経費は、入会金、会費及び寄付金をもってこれに充てる。

第21条 決算は、監事の監査をうけて評議員会の承認をもとめるものとする。

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第9章 会則の改正変更

第23条 本会の会則の変更は、総会において出席会員の過半数の賛成を得て成立する。

第10章 部及び支部

第24条 本会に部会を置くことができる。

第25条 本会の目的達成のため各都市及び他府県に支部を置き、各支部に支部長を置く。

第26条 部会及び支部の規約は、部会及び各支部において定めるものとする。

第27条 部会及び支部の規約、役員の氏名及び事務所の所在地は、本部に報告する。

第28条 部会及び支部の会計は、その部及び支部の責任とする。

附 則

この会則は、昭和38年3月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和57年11月7日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成元年11月12日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成7年11月11日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成11年10月31日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成20年11月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この改正会則は、平成22年11月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この改正会則は、平成24年11月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。ただし、第4条の規定については、平成27年度入学生から適用する。